

施策 No.19 計画的なまちづくりの推進										基本計画 掲載頁	92～93
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	2	B	6	C	3
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	1	C	1	
成果	新座駅北口地区においては、新座駅北口地区地区計画に基づき、土地利用の誘導を図るとともに、都市基盤の整備を進めた。 また、市街化調整区域のうち保谷朝霞線沿道にある道場二丁目地区については地権者相談会及びまちづくり発起人会、大和田一丁目地区（旧暫定調整区域）については将来の土地利用に係る意向調査結果報告会及びまちづくり発起人会を開催し、土地の有効活用に向けた方策の検討を進めた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	新座駅北口土地区画整理事業においては、全体工程について、全体事業費の見直しを合わせて検討し、事業計画を見直す。 市中央部におけるまちづくりについては、都市高速鉄道1 2号線の延伸実現及びスマートインターチェンジの設置に向けて検討するとともに、地権者への意向調査結果を踏まえ新たな拠点の形成を図っていく。						
課題	新座駅北口土地区画整理事業は財政非常事態宣言や権利者調整等による不測の事態により、遅れや停滞が生じ、事業計画で定める期間内（令和9年度末）に事業が完了しない見込みである。 新座駅に近接するあたご・菅沢地区における市街地整備の検討については、全体構想を策定する中で検討する必要がある。 また、バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進については、調査・研究の結果を踏まえた具体的な取組を進める必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 市街地環境の向上		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	商業系市街地では、駅周辺における良好な都市基盤をいかしつつ、土地利用の誘導を図るとともに、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間を確保することにより、にぎわいと安全性、快適性を兼ね備えた良好な空間の形成を図ります。	B	・商業系市街地においては、駅前にふさわしい、にぎわいなどを支える機能を維持・発展させるため、地区計画に基づき、一部区域については建築物の1階部分を店舗等にすることを義務づけるなど、土地利用の誘導を図った（地区計画届出件数：6件）。	都市計画課
2	新座駅北口周辺について、活力と賑わいのある商業空間の創出や駅周辺の計画的な土地利用による良好な街並みを形成するため、土地区画整理事業により都市基盤整備を進めます。	C	・現事業計画に基づき必要な物件移転及び工事等を実施し、区画道路等の整備とその沿道の宅地利用は進んだ。 ・財政非常事態宣言や権利者調整等による不測の事態により、計画に遅れや停滞が生じ、新座駅北口駅前広場や幹線道路が未整備である現状を踏まえると、事業計画で定める期間内（令和9年度末）に事業が完了しない見込みである。このため、全体工程について、全体事業費の見直しを合わせて検討し、事業計画を見直す。	新座駅北口土地区画整理事務所
3	工業系市街地では、工業施設や物流業務施設などの新たな施設立地を促進し、周辺環境に配慮したまちづくりの形成と地域の利便性の向上を図ります。	B	・大和田二・三丁目地区を始めとした工業系市街地においては、本市の活力と持続的発展を支える機能を維持・発展させるため、地区計画に基づき、建築物（住宅系や店舗系等）の立地規制を行うなど、土地利用の誘導を図った（地区計画届出件数：2件）。	都市計画課
4	住居系市街地では、地区の特性に応じた居住環境の整備や改善を図ります。	B	・片山・西堀地区を始めとした住居系市街地においては、長期的なスパンの中で、安全・安心な居住環境の整備や改善を図るため、地区計画に基づき、建築物の敷地面積の最低限度や壁面の位置制限、道路に面する側の垣又は柵の構造の制限等を指導するなど、土地利用の誘導を図った（地区計画届出件数：206件）。	都市計画課
(2) 有効な土地利用の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	市街化調整区域については、自然環境との調和に配慮しつつ、有効な土地利用の誘導を図ります。	A	・道場二丁目地区については、地区の中央部に計画されている都市計画道路開通後のまちづくりについて、地権者の御意見を伺うため、地権者相談会を開催した。その結果、何らかのまちづくりの検討を進めたいと考えている地権者有志によるまちづくり発起人会が発足した。 ・大和田一丁目地区（旧暫定逆線引き地区）については、将来の土地利用に係る意向調査結果報告会を開催した。その結果、地権者有志によるまちづくり発起人会が発足した。	都市計画課
6	新座駅に近接するあたご・菅沢地区については、地理的条件をいかし、土地区画整理事業による新たな市街地整備を検討します。	C	・土地区画整理事業を施行するには、同時に市街化区域に編入されることが要件となる。本地区は住居系での市街化区域編入を目指しているが、編入には人口増加が見込まれる地区であることの整理が必要となるため、今後は全体構想の策定を進めていく。	都市計画課
7	市中央部における新たな拠点の形成を図るため、都市高速鉄道1 2号線の延伸実現及びスマートインターチェンジの設置に向けたまちづくりについて検討します。	C	・スマートインターチェンジについては、直接の接続先となる都市計画道路保谷朝霞線（県事業）が都市計画変更を予定しており、設置位置の検討が進まなかったことから、まちづくりの検討も進められなかった。 ・都市計画道路保谷朝霞線の都市計画変更手続完了後においては、概略の位置検討と併せて、スマートインターチェンジの設置に向けたまちづくりについて調査研究を進めていく。	都市計画課
		B	・都市高速鉄道1 2号線の延伸早期実現に向け、時代やニーズに合わせた新まちづくり構想を策定するために、構想の大枠やコンセプトの検討を行うワークショップを庁内職員で結成し、令和6年度は（仮称）新座中央駅周辺の将来イメージ図の作成を行った。	地下鉄1 2号線延伸促進室
8	都市計画道路保谷朝霞線の整備の進捗に合わせた、道場地区におけるまちづくりの在り方について検討します。	A	・地権者相談会を開催し、あわせて戸別訪問等によりまちづくりについての意向を伺った。 ・「何らかのまちづくりの検討を進めたい」との声があったため、地権者主体の組織である発起人会を地権者有志で発足させた。 ・発起人会に対しても引き続き支援するため、まちづくりについての勉強会や戸別訪問を実施した。	都市計画課
(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
9	全ての人にやさしいまちとなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。	B	・近隣市におけるバリアフリー新法に基づく整備計画及びユニバーサルデザイン計画の策定状況等を調査し、本市におけるユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針等の策定を検討するため、ユニバーサル推進研修会等に参加した。 ・本市におけるユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針等の策定に当たっては、埼玉県において基本方針が策定されていることなどを踏まえ、策定はしないこととしたが、更なる意識啓発・周知活動の一として、庁内には事務連絡において通知を発出した。さらに、ホームページを活用し、改めてユニバーサルデザイン等における考え方の説明や優良事例等を紹介するなどの取組を検討していく。	都市計画課
(4) 景観づくりの推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
10	景観づくりに関する情報提供の充実を図るとともに、景観に関連する諸制度を活用し、地域の特性をいかながら良好な景観づくりに取り組みます。	B	・新座市景観づくりビジョン、新座市景観条例、新座市景観計画など景観づくりに関する情報について、市ホームページを通じて周知を行った。 ・景観法及び景観条例に基づく届出等について、景観計画に定める基準をもって審査を行い、良好な景観づくりを進めた。	都市計画課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
新座駅北口土地区画整理事業進捗率	53%	66%	71%				100%	C	新座駅北口土地区画整理事務所